

町田市大地沢自然交流サイト条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2 0 2 2 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市大地沢自然交流サイト条例

町田市大地沢青少年センター条例（昭和52年6月町田市条例第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 恵まれた自然環境の中での遊び、体験活動等の場を提供することにより、市民の心身の健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与するため、町田市大地沢自然交流サイト（以下「交流サイト」という。）を町田市相原町5，307番地2に設置する。

（事業）

第2条 交流サイトは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）市民の野外活動等に関すること。
- （2）交流サイトの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（施設）

第3条 交流サイトに、次に掲げる施設を設ける。

- （1）宿泊室兼多目的室
- （2）和室
- （3）キャビン
- （4）テントサイト
- （5）多目的ホール
- （6）工芸室
- （7）野外炊事場
- （8）レクリエーションホール

（指定管理者による管理）

第4条 交流サイトの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の

2 第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）第2条に規定する事業の実施に関すること。
- （2）施設等の利用の承認等に関すること。
- （3）施設等の維持及び管理に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が指定する業務

（指定管理者の指定等）

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、交流サイトの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- （1）これまでの実績から施設等の管理の業務について相当の知識及び経験を有すること。
- （2）前条に規定する業務を効率的かつ効果的に行うことができること。
- （3）前条に規定する業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

（個人情報の保護）

第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た

個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関し報告しないとき。

(2) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

(3) 第6条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

(利用時間)

第9条 交流サイトの利用時間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間の範囲内において、施設ごとに町田市規則（以下「規則」という。）で定める。

(1) 宿泊を伴う利用をする者 利用開始日の午後2時から利用最終日の午前10時まで

(2) 前号に掲げる者以外の者 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。ただし、指定管理者が利用時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

(休所日)

第10条 交流サイトの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の第1火曜日及び第3火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次項において「休日」という。）の翌日

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる日が休日であるとき、又は同項第2号に掲げる日が休日、土曜日若しくは日曜日であるときは、その日を開所日とする。この場合において、市長又は指定管理者は、その日に代えて、休日、土曜日又は日曜日でない別の日を休所日とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。ただし、指定管理者が休所日を変更し、又は臨時に休所日を定める場合は、市長の承認を受けなければならない。

(利用の手続等)

第11条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たっては、交流サイトの管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 交流サイトの管理上支障があると認められるとき。

(4) 専ら営利を目的とすると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) 悪天候、災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金)

第13条 利用者は、別表に掲げる施設等を利用するときは、利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第15条 利用者は、第11条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(入所の制限)

第16条 指定管理者は、交流サイトの入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を拒み、又は退所を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第18条 利用者は、施設等に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管

理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、利用を終了したとき、又は第12条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 施設等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償を免除し、又はその額を減額することができる。

(市長による管理)

第21条 第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間における交流サイトの管理（指定管理者による管理の業務の一部を停止する場合にあっては、当該管理の業務の一部に限る。）は、市長が行う。

- (1) 指定管理者の指定の期間が満了し、又は第8条の規定により指定を取り消した場合において、その期間の満了の日又は取消しの日から新たに指定管理者を指定する日までの期間
- (2) 第8条の規定により指定管理者に管理の業務の全部又は一部の停止を命じた期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定又は指定管理者による管理が困難である特別の事情がある場合において、市長が必要と認める期間

2 前項の場合における第11条、第12条、第16条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

3 第1項の場合において、市長は、別表に定める額の範囲内において別に定める額の使用料を利用者から徴収するものとする。

4 第13条第1項及び第3項並びに第14条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、第13条第3項及び第14条ただし書中「指定管理者」

とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 交流サイトの管理の業務を行わせる者を選定する手続、この条例の施行の日以後の施設等の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市大地沢自然交流サイト条例の規定の例により行うことができる。

別表（第13条関係）

1 施設の利用料金

(1) 宿泊の用に供する施設の利用料金

施設の名称	利用単位	利用料金の額	
		団体	団体以外
宿泊室兼多目的室	1泊につき1部屋 当たり	10,470円	13,610円
和室	1泊につき1部屋 当たり	3,140円	4,190円
キャビン	1泊につき1棟当 たり	3,140円	4,190円
テントサイト（貸テント なし）	1泊につき1区画 当たり	310円	410円

テントサイト（貸テントあり）	1泊につき1区画 当たり	620円	820円
----------------	-----------------	------	------

(2) 宿泊以外の用に供する施設の利用料金

施設の名 称	利用単位	利用料金の額	
		団体	団体以外
宿泊室兼多目的室	午前	1,040円	1,570円
	午後	1,570円	2,090円
多目的ホール	午前	2,090円	3,140円
	午後	3,140円	4,190円
	夜間	3,140円	4,190円
工芸室	午前	1,040円	1,570円
	午後	1,570円	2,090円
	夜間	1,570円	2,090円
野外炊事場	1人につき	100円	150円
レクリエーションホール	1人につき	100円	150円

備考

- 1 この表において「団体」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 10人以上で構成される団体
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める団体
- 2 この表において「午前」とは午前9時から正午までとし、「午後」とは午後1時から午後5時までとし、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までとする。
- 3 宿泊を伴う利用をする者が、野外炊事場又はレクリエーションホールを利用

する場合（利用開始日の午後 2 時以前及び利用最終日の午前 1 0 時以後に利用する場合を除く。）は、その利用料金は、無料とする。

2 附属設備の利用料金

附属設備の名称	利用料金の額
グランドピアノ（多目的ホール）	5 2 0 円

備考 グランドピアノの利用料金の額は、同一の日の連続する単位における施設の利用 1 回当たりの額とする。